令和８年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL. ２
（令和８年７月 13 日）

【　目　次　】

１．応急的な報酬単価の特例

２．就労継続支援Ｂ型の基本報酬区分の基準の見直し

１．応急的な報酬単価の特例

（多機能型事業所における事業分離）

問１　多機能型事業所として、既に設置・運営されている就労継続支援Ｂ型、児童発達支援又は放課後等デイサービスが、多機能型事業所から分離し、別の場所で運営することになる場合は、新規指定が必要となる。このとき、分離するサービスが令和８年６月１日以前から指定を受けていた場合においても、新規指定日が令和８年６月１日以降になる際は、応急的な報酬単価が適用されるか。

（答）

お尋ねのケースで新設分割に該当する場合は、「令和８年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１」（令和８年３月31日）問12のとおり。

２．就労継続支援Ｂ型の基本報酬区分の基準の見直し

（見直しの対象/対象外となる場合について）

問２　国事務連絡（令和６年６月 21 日）「障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について」または「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.５（平成 30 年 12 月 17 日）」の問４に基づき、報酬上の実績の通算を行い新規に事業所の指定を受けた事業所は見直しの対象外となるか。

（答）

令和５年度以降に指定を受けた事業所は、原則として見直しの対象となるが、提出書類等により実績を通算する前と後での事業所の区分が、令和５年度から令和６年度にかけて、変わらない又は下がっている事業所については、見直しの対象外として差し支えない。

（見直しの対象/対象外となる場合について）

問３　令和６年３月時点で平均工賃月額によらない基本報酬区分（当時の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）（Ⅳ））を算定していた事業所について、令和６年４月から平均工賃月額による基本報酬区分（現在の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ））へ区分を変更した場合に見直しの対象外となるか。

（答）

令和６年度以降に新規に開設された事業所と同様の取扱いとなり、見直しの対象となる。

（見直しの対象/対象外となる場合について）

問４　令和５年度以前に指定を受けていた事業所において、本来令和６年４月中に行うべき基本報酬区分に係る届出を失念し、５月以降、新しい平均工賃月額の算定式により算定された区分が、令和６年３月時点よりも上がっていた場合、当該事業所は見直しの対象となるか。

（答）

基本的に、基本報酬の算定区分に係る届出は４月中に行うものであると考えられることから、見直しの対象となる。